

東京都立立川学園いじめ防止基本方針

令和7年 4月 1日
校 長 決 定

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた幼児・児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての幼児・児童・生徒がいじめを行わず、及び他の幼児・児童・生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する幼児・児童・生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

幼児・児童・生徒は、いじめを行ってはならない。

(学校及び学校の教職員の責務)

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、いじめが行われず、すべての幼児・児童・生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者、他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

ア 学校におけるいじめの防止

- (ア) 学校の最重点目標の一つに「人権の尊重」を掲げ、弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- (イ) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (ウ) 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童・生徒が自主的に行う児童会・生徒会活動に対する支援を行う。
- (エ) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権に関する作文や道徳的な集会等を実施する。

イ いじめの早期発見のための措置

(ア) いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童・生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ① 児童・生徒対象いじめアンケート調査 年3回（6月、10月、2月）
- ② 保護者対象いじめに関する聞き取りなどの調査 年3回（6月、10月、2月）

③ 学級担任による生徒からの聞き取り調査 年3回（6月、11月、3月）

（イ） いじめ相談体制

児童・生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

① 外部関係者の活用

② いじめ相談窓口の設置

（ウ） いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

ウ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童・生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。

また、「SNS 東京ルール」の策定に伴い、いじめに発展する SNS や携帯端末（スマートフォン）使用ルール検討し、「SNS 立川ルール」を策定した。未然防止につながるよう学校と家庭と連携しながら、取り組み強化期間の設定や保護者会での理解を深めるための啓発・説明及び集会や道徳での児童・生徒への学習・指導を実施する。

（２） いじめ防止等に関する措置

ア いじめの防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

＜構成員＞

校長、副校長、主幹教諭の他、校長が指名する教職員によって構成する。校長の判断により必要に応じて、外部関係機関より参加させることができる

＜活 動＞

（ア） いじめの未然防止の体制整備及び取組

（イ） いじめの状況把握及び分析

（ウ） いじめを受けた幼児・児童・生徒に対する相談及び支援

（エ） いじめを受けた幼児・児童・生徒の保護者に対する相談及び支援

（オ） いじめを行った幼児・児童・生徒に対する指導

（カ） いじめを行った幼児・児童・生徒の保護者に対する助言

（キ） 専門的な知識を有する者等との連携

（ク） その他いじめの防止に係ること

＜開 催＞

委員会は、毎月1回開催する。定例の会議は生活指導担当主幹教諭、生活指導部いじめ問題担当をメンバーとする小委員会で行い、議事録を校長、副校長に報告するとともに、企画調整会

議で周知する。いじめ発見の場合は、校長の判断により、「緊急いじめ防止対策委員会」を開催し、組織的で迅速な対応をする。

イ いじめに対する措置 ※年間活動計画は別途に定める

【通常時】未然防止・実態把握の取組

- いじめ防止対策委員会の定期的開催
- 年間活動計画・活動事例の作成
- いじめ防止プログラム・人間関係づくりプログラムの作成と実施
- いじめ問題の取組を保護者・地域へ発信（啓発・協力要請）
- 外部相談機関との連携
- 実態把握アンケートの実施・分析
- 定期的な教職員間の情報交換
- 教職員研修の企画・運営（事例研究等）
（事例研究に加え道徳教育に係る研修も）

【緊急時】いじめ生起時の取組

- ◎ 緊急いじめ防止対策委員会の開催（警察等関係機関・教育委員会等との連携）
- ◎ 事例に係る指導方針の決定と具体的な取組の提示・周知
（委員会が取組全体の要となって組織的に対応する）
- ◎ 専門的知識を有する者との連携（メンタルヘルス・ケア等への配慮）
- ◎ 家庭との連携
- ◎ サポートチームの対応策検討
- ◎ 緊急のいじめ防止プログラム・人間関係づくりプログラムの実施、生命尊重の教育の実施

（３）重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ア 重大事態が発生した旨を、東京都教育委員会に速やかに報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた幼児・児童・生徒及びその保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

（４）学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の２点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ア いじめの早期発見への取組に関すること。
- イ いじめの再発を防止するための取組に関すること。